

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	4 件

奈良国民年金 事案 404

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年11月から45年3月まで
② 昭和46年4月から47年3月まで

19歳からA市のB社に住み込みで勤務していた。20歳になった時に、店の親方から国民年金保険料を払わないといけなと言われて加入した。親方は律儀な人だったし、田舎だったので、近所の手前、年金等のお金を払わずに済ます人ではなかった。当時は町内会の人が集金に来られており、集金袋か判取り帳に印鑑を押してもらったと思う。払っていた記憶があるのに納付記録がないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、納付組織の集金により国民年金保険料を納付していたと主張しており、申立人の居住していた地域は、自治会により、町内会単位で保険料徴収が行われ、昔からの集落で地域の結び付きが強く、近所付き合いを行う中で未納の状況が続くとは考え難いとの証言が得られ、かつ、集金方法も申立内容と一致していることが確認でき、申立内容に不自然なところはない。

また、申立人が住み込みで働いていたB社の親方は、申立期間を含め、親方の妻とともに国民年金加入期間はすべて保険料を納付済みであり、親方夫婦の保険料を集金に来ていた集金人に、申立人も保険料を納付していたものとするのが自然である。

しかしながら、申立人は、昭和42年11月から国民年金保険料を納付したと申し立てているが、社会保険事務所で保管している国民年金被保険者台帳によると、B社の親方夫婦は、昭和45年3月以前の国民年金保険料を特例

納付により、47年3月9日にさかのぼって納付し、45年9月から国民年金保険料を現年度納付していることが確認できることから、自治会の集金人が過去の期間の保険料をまとめて集金するとは考え難く、申立人が自治会の集金人に保険料を納付したのは、46年4月から47年3月までの期間とするのが相当である。その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 35 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていると認められることから、申立人の A 社 B 支店における資格喪失日に係る記録を 35 年 9 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 1 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月から 35 年 6 月 1 日まで
② 昭和 35 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について確認したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を得た。

申立期間①及び②については、正社員として入社し、運転手の仕事をしており、厚生年金保険料を給与から控除されていた記憶があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人の元同僚の証言から申立人が A 社 B 支店に勤務していたことを推認できるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

しかし、申立期間②について、社会保険庁の被保険者記録では、申立人は、A 社 B 支店において、昭和 35 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 8 月 31 日に資格喪失となっている。また、当該支店の全喪に伴い人事関係書類等を引き継いだ同社 C 支店へ照会したところ、申立人の書類は確認できなかったが、35 年ころの退職者に係る人事関係資料を調査すると、月末に資格を喪失している者は一人もおらず、翌月 1 日に資格を喪失している者が多数存在するとの回答が得られた。

さらに、申立人は次の就職先が決まってから退職しており、同事業所の給与の締め日は月末であることから、末日の給与の締め日に合わせて退職した

と考えるのが相当である。

これらを総合的に判断すると、昭和 35 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたものと認めることができる。

一方、申立期間①の期間について、社会保険事務所に保管されている同社の厚生年金被保険者名簿には、昭和 35 年 6 月 1 日に資格を取得した申立人の名前はあるものの、それ以前に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

また、申立人の元同僚は臨時社員として入社し、入社の数年後に厚生年金保険に加入するのが一般的だったと記憶しており、申立人と同時期に入社した同質性の高い元同僚 2 名も、入社後 2 年から 3 年の間に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が A 社 B 支店における厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和 32 年 3 月から 35 年 6 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることができない。

また、申立期間②の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する申立人の厚生年金保険被保険者名簿から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る昭和 35 年 8 月の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立期間当時の資料が残存していないため不明としているが、事業主が資格喪失日を同年 9 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 8 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る同年 8 月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格取得日は昭和20年1月31日、資格喪失日は同年8月15日であると認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年1月31日から同年8月15日まで

私は昭和18年4月1日にA社B製造所C工場に養成工として就職した。その後、D県の同社E製作所に異動を命じられ終戦まで継続して勤務した。大変な苦労をしながら働いたのに、厚生年金保険の被保険者期間に空白期間があることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の勤務状況に係る申立人の証言内容及び終戦間際まで勤めていたとする申立人の主張に信憑性^{しんぴやうせい}が認められることや、申立期間が同一企業内の転勤に伴い生じたものであることから判断して、申立人がA社B製造所C工場と同社E製作所に昭和20年8月14日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所が保管するA社B製造所E製作所の被保険者名簿は、当初の名簿が昭和20年6月26日の空襲に伴う火災により焼失したとされる¹ところ、後に57年2月頃、焼け残った当初の名簿から復元され、平成7年3月頃、更に50音順に整理されたものであることが確認されているが、復元された現在の名簿には、同僚の記録にも欠落が散見されるなど完全な復元記録とは言い難く、当時、名簿の復元は完全に行われなかったことがうかがわれる。このため、申立人の被保険者記録も復元時に欠落したものと推認することが妥当である。

さらに、現存する被保険者名簿におけるこのような記録上の不備は、当初の名簿が空襲に伴う火災で焼失したという事情から生じたものであるため、

事業主又は申立人のいずれの責にも帰することができないものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、A社B製造所E製作所の事業主は、申立人が主張する昭和20年1月31日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年8月15日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、被保険者名簿が存在しないため認定が困難であることから、厚生年金保険の年金額の計算に当たって昭和44年11月以前の標準報酬月額で1万円に満たないものは1万円として計算するとされている厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に基づき1万円とされた申立人に係る昭和18年4月1日の社会保険庁の記録から、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和44年1月30日）及び資格取得日（昭和44年6月1日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額については3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月30日から同年6月1日まで
昭和41年2月1日より45年1月31日まで、A社で通常どおり毎日勤務していた。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立期間当時の同僚等の厚生年金保険の加入記録並びに申立人が申立期間を通じてA社の営業所兼車庫に居所を構えていたことから判断して、申立人が同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る昭和43年10月の社会保険事務所の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年1月から5月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、この期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和31年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年9月1日から同年11月1日まで

私は昭和31年9月1日にA社へ入社したが、社会保険事務所で私の厚生年金保険の記録を確認すると、資格取得日は同年11月1日となっている。A社での人事記録では、昭和31年9月1日に雇入れられた記録となっており、雇用保険の被保険者の資格取得日も同様である。A社の人事担当者は「あえて日付を遅らせて社会保険の適用をさせることは会社の方針としてなかったはずである」と言っている。申立期間について厚生年金保険が未加入となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社より提出された労働者名簿兼人事カード及び雇用保険の加入記録により、申立人が昭和31年9月1日から同社に継続して勤務していたことが認められる。

そして、同社が、雇用保険を適用していることから考えて厚生年金保険料も給与から控除していた可能性は否定できないとしていること、また、同僚の中に採用後一定期間を経てから厚生年金保険に加入させるようなことは無かったと証言している者があることなどから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和31年11月の社会保険事

務所の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料の納付に関する資料を確認できないことから、不明としており、このほか、確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B本社における資格喪失日に係る記録を昭和27年11月1日に、同社C支店における資格取得日に係る記録を昭和27年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月30日から28年7月1日まで

私は、昭和23年10月5日からA社B本社に勤務し、27年11月1日付けで同社C支店に転勤後、31年3月1日に同社を退職し、その後、会社を変わり61年12月29日に定年退職した。

平成19年10月29日に、社会保険事務所に被保険者記録を確認してもらったところ、昭和27年10月30日から28年7月1日までの9か月間が未加入となっていたため、A社B本社と同社C支店を管轄する社会保険事務所にも照会をしてもらったが、申立期間については見当たらないとの回答であった。

同じ会社に続けて勤務し、退職もしていないのに空白期間が出来るのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言、A社C支店が昭和28年5月に主催した慰安旅行の写真及びC支店勤務の同年6月に北海道へ出張した際の写真により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和27年11月1日に同社B本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務

所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社が昭和33年10月22日に全喪しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から46年3月までの期間及び47年10月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年6月から46年3月まで
② 昭和47年10月から51年3月まで

昭和42年6月にA市から連絡があり、父に国民年金の加入手続を依頼し、父母が支払ってくれていました。

昭和47年に結婚し、その時は私がB市役所で手続を行い、銀行でずっと滞りなく支払ってきました。保険料は毎月3,000円から4,000円支払っていたと記憶しています。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は両親が納付したと主張しているが、申立人の両親が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は納付あいまいに関与しておらず、申立人の父親は既に亡くなっており、母親の記憶も曖昧であることから国民年金保険料の納付状況が不明である。

申立期間②について、申立人は、申立人自身が銀行で納付したとする国民年金保険料は、3,000円から4,000円であったとしているが、当時の国民年金保険料額は、550円から1,100円であることから金額が大きく相違している上、納付方法及び納付場所等が不明確であり、申立人が国民年金保険料を納めていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

ほかに申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものとは認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から44年3月まで

勤めを辞めて花嫁修行中であった結婚直前に、A町役場から呼ばれて国民年金の加入手続きをした。結婚と同時にB市へ転居し、その後、同市役所で説明を受け未納分をまとめて納めた。その際「これからきちっと納めていけば全額もらえますよ。」と言われて、それを信じて納めてきた。言われた通り納めたのに未納分があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年9月にB市へ転居し、その後、同市役所でそれまでの未納分をまとめて納付したとしているが、申立人に係るB市の被保険者名簿及び社会保険庁の被保険者台帳によると、①44年4月から同年6月までの期間は46年9月に特例納付し、②44年7月から同年12月までの期間は46年9月に、③45年1月から46年3月までの期間は47年11月にそれぞれ過年度納付していることが確認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年6月2日に転居前のA町で払い出されていることが確認でき、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、同手帳記号番号により転居後のB市で納付していることが確認できることから、申立人がまとめて納付したとする期間は上記①、②及び③の期間であると考えるのが自然である。

さらに、申立人は、納付金額及び納付時期についての記憶が定かでないほか保険料納付に係る記憶は曖昧であり、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から47年2月までの期間、55年1月、58年4月及び同年5月、58年9月、59年4月から平成4年7月までの期間、4年10月から7年3月までの期間、11年4月から14年3月までの期間及び14年4月から17年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年8月から47年2月まで
② 昭和55年1月
③ 昭和58年4月及び同年5月
④ 昭和58年9月
⑤ 昭和59年4月から平成4年7月まで
⑥ 平成4年10月から7年3月まで
⑦ 平成11年4月から14年3月まで
⑧ 平成14年4月から17年1月まで

高校卒業後、最初の勤務先であるA社B支店を昭和45年8月1日に退職する際に、会社の担当者から、国民年金の加入手続が必要なこと、未納期間が無いようにしないと将来年金が出なくなることの説明を受け、自分で国民年金の加入手続をして以降、上記①から⑧までの期間の国民年金保険料をすべて納付した。調査の上、記録の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和45年8月ごろに国民年金に加入し、その折に年金手帳の交付も受けて、その後毎回保険料を納付し続けたと主張しているが、申立人が45年に加入手続をしたとするC町役場に保管されている被保険者名簿では、平成7年12月20日に申立人に年金手帳を交付したことが確認でき、同日より前に国民年金手帳記号番号が付番され保険料を納付した旨の記録は確認できない。また、申立人が手続をしたことが記録されている7年12月の時点では、申立期間①から⑤まで及び⑥の期間の半ばまでは、

すでに時効により保険料を納付することができない。

申立期間①から④までについて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたかどうかを確認するため、当時の住所地を管轄する社会保険事務所において実地に国民年金手帳記号番号払出簿を調査したところ、これらの申立期間内で申立人と同姓で国民年金手帳記号番号が払い出されているのが確認できるのは、申立人の両親と申立人の配偶者の3人のみで、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はなく、このことから、申立人が申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

申立期間⑤について、申立人は、B市D区役所において定期的に保険料を納付したと主張しているが、同区に住民登録がなされた事実がみられず、申立人の年金記録が申立期間⑤の前に居住していたE市から同区へ移管されていることも考え難く、申立人が申立期間の保険料を納付したとする主張は不自然である。

申立期間⑥について、申立人は、B市F区役所において定期的に保険料を納付したと主張しているが、同区に住民登録がなされた事実がみられず、申立期間⑤と同様、申立人が申立期間の保険料を同区役所窓口で納付したとは考え難い上、C町の被保険者名簿には、過年度納付が可能な期間の納付書を発行し、それ以前の期間は時効である旨明記されていることから、申立人は、申立期間が未納であったことを認識していたものと考えられる。

申立期間⑦及び⑧について、申立期間⑥と同様、C町の被保険者名簿には、平成13年8月21日付で納付勧奨が行われ、過年度である平成11年度及び12年度の納付書が送付された旨明記されていることから、申立人は、この期間が未納であったことを認識していたものと考えられ、保険料を納付したことをうかがえない。

さらに、申立人が申立期間①から⑧までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 408

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月まで

国民年金の保険料納付について免除を申請したことは事実であるが、自分の記憶では、申請免除の期間はもっと短く、社会保険庁の記録よりも早期に保険料納付を始めていた。

納付は市役所へ行き、月ごとに自分と妻の分を納めていた。年金手帳に領収済の印をもらっていたが、当時の年金手帳は紛失して残っていない。

調査の上、申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年 10 月から、申請免除の手続を行い保険料の納付が免除されていたが、社会保険庁の記録にある 47 年 4 月より前の 46 年 4 月から国民年金保険料の納付を再開したと主張しているが、これを裏付ける申立人自身の記憶が曖昧^{あいまい}な上、このことについて第三者の証言も無い。

また、申立人の住所地を管轄する社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳と A 市が保管する被保険者名簿のいずれにおいても、申立期間は保険料の申請免除期間である旨記載されており、行政間で記録の不整合はみられない。

さらに、被保険者名簿により昭和 47 年度の保険料納付時期を見ると、昭和 47 年 4 月から 6 月までの保険料を 48 年 4 月に、47 年 7 月から 48 年 3 月までの保険料を納付勸奨状送付後の 48 年 7 月に納付した旨記録されており、納付時期が遅れがちであったことを勘案すると、申立てどおり 46 年 4 月から納付を再開したものととは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月まで

国民年金の保険料納付について免除を申請したことは事実であるが、自分の記憶では、申請免除の期間はもっと短く、社会保険庁の記録よりも早期に保険料納付を始めていた。

納付は市役所へ夫が行き、月ごとに夫婦二人分を納めていた。夫が年金手帳に領収済の印をもらっていたが、当時の年金手帳は紛失して残っていない。調査の上、申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年 10 月から、申請免除の手続を行い保険料の納付が免除されていたが、社会保険庁の記録にある 47 年 4 月より前の 46 年 4 月から国民年金保険料の納付を再開したと主張しているが、これを裏付ける申立人自身の記憶が曖昧^{あいまい}な上、このことについて第三者の証言も無い。

また、申立人の住所地を管轄する社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳と A 市が保管する被保険者名簿のいずれにおいても、申立期間は保険料の申請免除期間である旨記載されており、行政間で記録の不整合はみられない。

さらに、被保険者名簿により昭和 47 年度の保険料納付時期を見ると、昭和 47 年 4 月から 6 月までの保険料を 48 年 4 月に、47 年 7 月から 48 年 3 月までの保険料を納付勧奨状送付後の 48 年 7 月に納付した旨記録されており、納付時期が遅れがちであったことを勘案すると、申立てどおり 46 年 4 月から納付を再開したものととは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から46年6月までの期間及び46年10月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年7月から46年6月まで
② 昭和46年10月から49年3月まで

私は、昭和47年3月に結婚してすぐ、A市B町にあるC連絡所に勤務している女性職員から、「今からさかのぼって納めると満額受給できるので、20歳から納めませんか。」と言われ、夫婦共に同連絡所で国民年金に加入し、20歳までさかのぼって一括で納付し、その後は同連絡所で保険料を納付してきた。ところが、昭和49年3月以前が未納となっており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年3月に、A市B町にあるC連絡所で、夫婦共に国民年金に加入し、20歳までさかのぼって国民年金保険料を一括で納付し、その後も同所で、国民年金保険料を納付したと主張しているが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、51年3月1日に払い出されていることが確認でき、払出日より前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情もうかがえない。

また、国民年金手帳記号番号払出日の直前の昭和51年2月23日付で、51年2月及び3月の2か月分の手書きの「国民年金保険料納付通知書兼領収書」が残されていることから、この時期に国民年金の加入手続が行われたことが推認できる。

さらに、この時期は特例納付が実施されていた時期ではなく、納付金額等についての申立人の記憶も不明確である。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家

計簿、確定申告書等)は無く、申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年9月から49年3月まで

私は、昭和47年3月に結婚してすぐ、A市B町にあるC連絡所に勤務している女性職員から、「今からさかのぼって納めると満額受給できるので、20歳から納めませんか。」と言われ、夫婦共に同連絡所で国民年金に加入し、20歳までさかのぼって一括で納付し、その後は同連絡所で保険料を納付してきた。ところが、昭和49年3月以前が未納となっており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年3月に、A市B町にあるC連絡所で、夫婦共に国民年金に加入し、20歳までさかのぼって国民年金保険料を一括で納付し、その後も同所で、国民年金保険料を納付したと主張しているが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、51年3月1日に払い出されていることが確認でき、払出日より前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情もうかがえない。

また、払出日の直前の昭和51年2月23日付で、51年2月及び3月の2か月分の手書きの「国民年金保険料納付通知書兼領収書」が残されていることから、この時期に国民年金の加入手続が行われたことが推認できる。

さらに、この時期は特例納付が実施されていた時期ではなく、納付金額等についての申立人の記憶も不明確である。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 412

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から同年10月までの期間及び56年2月から同年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から同年10月まで
② 昭和56年2月から同年4月まで

私は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関してすべてを母親に任せていた。当時は会社を退職し、就職活動中ではあったが、蓄えもあり家を購入できるほどに経済的な余裕はあったので、保険料が払えなかったということはない。母親の保険料は納付されているのに、私の保険料が未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にかかる国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料納付の状況が不明である。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿等から、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは平成8年3月から4月の間と推認され、この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人の家族の国民年金保険料の納付状況については、母親は保険料が納付されているが、二人の弟においてはいずれも国民年金に未加入であること、又は保険料が未納であることが確認できる。

加えて、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関係資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月から 60 年 12 月まで
昭和 55 年 3 月に A 市の B 社に採用され、60 年 12 月まで検査助手として在籍していた。同社に在籍していた証拠として、昭和 56 年の社員旅行で撮影された集合写真があるので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の就業時における記憶や当時の同僚の証言から、申立人は、B 社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、社会保険事務所に保管されている同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみると申立期間前後において健康保険の整理番号に欠番は無く、被保険者氏名の記載も確認することができず、申立期間に申立人に対して健康保険被保険者証が発行された形跡は見られない。

また、同社が加入している厚生年金基金における厚生年金基金加入者記録からも申立人の氏名は確認できない。

さらに、同社及び元同僚からは、申立人と同様の仕事をしている従業員はパートタイマーであり、勤続期間の長さなど勘案して一部の従業員は厚生年金に加入させていたが大部分の従業員は厚生年金保険に加入させていなかったという回答及び証言が得られた。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年5月1日から32年2月1日まで
② 昭和32年11月10日から同年12月1日まで
③ 昭和33年5月10日から同年6月1日まで
④ 昭和34年1月15日から同年12月1日まで
⑤ 昭和35年7月1日から同年10月20日まで
⑥ 昭和37年3月1日から39年7月1日まで
⑦ 昭和41年5月8日から42年2月1日まで

A社からの派遣で、①②③⑤の期間はB社に、④⑥の期間はC社の近畿管内の作業所に勤務するとともに、⑦の期間はA社で勤務していた。私は、特殊な技能を有していることから、呼ばれるに従って各地の工事現場で働いた。厚生年金保険の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑦までの期間について、申立内容から判断して、申立人が勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、給与から保険料が控除されていたかどうか、厚生年金保険被保険者証を勤務先が変わる都度提出したかどうか等、申立期間当時の厚生年金保険に関する記憶が曖昧であり、上司、同僚の氏名等も確認できなかったことから、その証言も得られなかった。

また、申立期間①から③まで及び⑤の期間について、B社の後継であるD社に照会したところ、申立人の申立期間当時の記録は残っていないとの回答があり、また、申立期間④及び⑥の期間について、C社に照会したところ、申立人の在籍記録はないとの回答があった。

さらに、申立期間⑦について、A社は昭和40年8月1日に厚生年金保険に新規適用されているが、51年10月1日に全喪し、52年11月17日に登記閉鎖され、申立期間当時の事業主等に申立人に係る記録の有無等の照会も行えない。

加えて、申立期間①から⑥までの期間について、A社を派遣元と考えた場合、同社の厚生年金保険の新規適用が昭和40年8月1日のため厚生年金保険加入記録はなく、保険料を控除された事実を確認できる資料もない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 14 日から 36 年 10 月 17 日まで
② 昭和 36 年 10 月 17 日から 38 年 4 月 20 日まで

私は、昭和 38 年 4 月に A 信用金庫を退職した。退職時には退職金は受け取っていない。昭和 38 年 5 月 2 日に結婚し、B 市へ転居したが、結婚後に元の住所に郵便物が届けば、叔母が必ず連絡してくれていた。年金の記録では、退職後の昭和 38 年 7 月 3 日に、脱退手当金は支払い済みとあるが、脱退手当金の手続をしたことも受け取った記憶もないので、支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している申立人が勤務していた A 信用金庫本店及び同 C 支店の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日である昭和 38 年 4 月 20 日の前後の 38 年 1 月から 39 年 12 月までの間に資格を喪失した女性の被保険者 17 名の社会保険庁の記録を確認したところ、12 名に脱退手当金の支給記録があり、そのうち 8 名については資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定が行われていることから、資格喪失日から約 2 か月半後に支給決定されている申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月半後の昭和 38 年 7 月 3 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえず、ほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 4 月 1 日から 26 年 3 月 1 日まで
昭和 23 年 4 月から 26 年 2 月までの間、当時 A にあった B 県 C 課に、車の運転手として勤務した。昭和 26 年 2 月に、A から B 県 C 課が無くなるということで、B 県 C 課を辞め、次の会社へ就職した。B 県 C 課での年金記録がないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間中に B 県 C 課が A に存在していたことは確認できず、B 県の人事記録からも、申立人及び申立人が当時同僚だとしている者 4 名が、B 県 C 課及び関連するその他の部署の職員であったことは確認できない。

また、B 県 C 課は、昭和 37 年 9 月 1 日に B 県内において初めて厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間の当時、B 県 C 課が厚生年金保険の適用事業所であったことを示す資料等はない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。